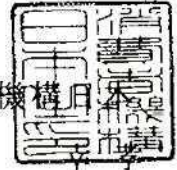


2020年11月16日

株式会社 I B J
代表取締役 石坂 茂 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人
代表理事

消費者機構
佐々木



申入および問合せ

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

当機構に対して、貴社が運営する婚活サイト「ブライダルネット」に関する情報提供がありました。当機構内で貴社に対する情報を検討した結果、利用規約に下記の問題点があるとの結論に達しました。

そこで当機構は、貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、下記の通り是正を申し入れます。

つきましては、本書面に対する貴社の文書による回答を2020年12月15日(火)までに当機構にお寄せください。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスをご記載ください。）

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で、本書面の内容並びに貴社のご回答の有無及び内容を当機構ホームページ等に公表いたします。

また当機構は、消費者契約法第23条第4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本 事務局 石塚 英司
専務理事 磯辺 浩一
〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

申入れ事項

<申入れの趣旨>

利用規約11条3項を削除することを申し入れます。

11条3項

いずれのプランにおいてもメンバー登録時や利用期間の途中で退会またはアカウント削除をされた場合、返金や未利用期間の日割り計算による精算は一切行わないものとします。

<申入れの理由>

貴社は、利用規約11条3項において、会員が退会した場合あるいはアカウントを削除した場合、未利用期間の利用料金の精算・返金は一切行わないとして、解約時のサービス利用料金の不返還特約を定めています（以下、「本件不返還特約」と言います。）。本件不返還特約は、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項に他ならないことから、消費者契約法9条1号の適用を受けるものです。

しかるに、貴社の有料会員（メンバー）のプランには、1か月プラン、3か月プラン、6か月プラン、12か月プランの4種類があるところ、3か月以上のプランを選択した場合、会員登録後、あるいは自動更新後間もない時期に解約した場合であっても、2か月以上、最大11か月もの未利用期間の会費相当額が違約金として徴収されることとなります。

貴社が運営する「プライダルネット」の有料会員に人数制限は設けられておらず、また、随時入会可能であって、貴社は、新たな会員を常時補充できる仕組みとなっていることからすると、本件不返還特約は、会員の解除の時期によっては、解除に伴い貴社に生ずべき平均的な損害の額を超える場合、すなわち消費者契約法9条1号により無効となる部分があるものと考えられます。

よって、利用規約11条3項の削除を求めます。平均的な損害の額を超えて違約金を徴収することのないよう、プランに応じて、中途解約時における利用料金の適切な精算・返金規定を設けてください。

問合せ

1. 前記申入れにも関連しますが、利用規約12条2項で、「月会費の日割精算は行いません」とありますが、月割精算はされているのでしょうか。上記記載からは、月割精算は否定していないとも理解されることから、確認させてください。
2. 利用規約13条3項で、「毎月、メンバー登録日の応当日をもって、メンバー期間を終了します」とありますが、「メンバー登録日の応当日」とは、自動更新日の前日を意味するのでしょうか。定義が不明であることから、説明を求めます。
3. 同じく利用規約13条3項で、「期間満了日までに退会手続きがない場合、メンバーとして自動更新となり、翌月以降も同様とします」とありますが、登録時と同じプランで自動更新となるという理解でよいのでしょうか。括弧内の例からす

るとそのように読める一方、条項としてはその点明確な定めがなく、また、「毎月・・・メンバー期間を終了します」「翌月以降も同様とします」との記載からは、毎月の更新（自動更新後は1か月ごとの更新）のようにも読めることから、説明を求めます。

4. 期間満了日までに退会手続をとらない限り、メンバーとして、すなわち有料会員として自動更新となるということですが（利用規約13条3項）、各会員に対し、その旨、期間満了日前に、注意喚起の連絡はされているのでしょうか。

以上